

# 障害者権利条約を批准へ



国連の障害者権利条約に見合う法制度を求めて請願署名を集める「きょうせん」(全国の共同作業所などの連絡会)の仲間たち=3日、東京・JR新宿駅西口前

## 平等や公平貫く社会めざし 国内法整備の力に

国連の障害者権利条約の承認案が国会で可決されました。「権利条約批准はゴールではなくスタートです」。障害者・関係者は同条約を新たな「ものさし」に、障害の有無にかかわらず安心して共に生活される社会の実現をめざしています。

岩井亜紀記者

国連の障害者権利条約の手續きに入ります。約批准の承認案が4日、参院本会議で、全会一致で可決、成立し、政府は年明けにも批准

12月13日、国連総会で採択されました(08年5月3日発効)。障害 万国・地域が批准、1

者に、障害のない人と同等の権利を保障することを批准国に求めています。現在、138カ国・地域が批准、1

58カ国が署名しています。

日本政府は07年9月に署名、09年3月、国会に批准承認を求めることを閣議決定する予定でした。しかし、06年4月から政府は、障害が重くなるほど負担が重くなる障害者自立支援法を施行。障害者らは

「批准には自立支援法の見直しをはじめ国内法整備が必要だ」と反対の声を上げました。全国の障害者が08年10月、自立支援法は違憲だとして提訴。国と訴訟団は10年1月、同法廃止と新法制定を約束した「基本合意」を交わし和解しました。

政府は09年12月、障がい者制度改革推進本部を設置。権利条約と「基本合意」をベースに、障害者基本法を改正し、障害者差別解消法を制定するなど法整備を進めてきました。

しかし、自立支援法にかわるとされる障害者総合支援法は自立支援法の根幹を残し、差別の理念を生きたものにするため、障害者の権利保障の確立など、難病対策の法制化などに全力をつくします」と述べています。



第3いもの子作業所でリサイクルペーパー作りの仕事をする人たち。施設長の湯浅俊二さんは、「ここで働く障害者の月収は1万円前後です。条約を力に障害者運動を大きく広げていきたい」と話します=埼玉県川越市



日本障害者協議会 常務理事 藤井克徳さん

障害者権利条約のすばらしさの一つは、制定過程にあります。私たち抜きに私たちのことを決めないで。このフレーズは2002年から始まった4年間の審議を通して、障害当事者団体の代表により、国連議場の壁に染み入るように幾度となく繰り返されました。

条約の障害の定義方は画期的です。これまでは、障害者の定義は「医学モデル」です。障害は、障害と社会の関係の中で結果として起こる「生活のしづかさ」を障害としています(社会モデル)。

「インクルーシブ」(分け隔てのない)という言葉も随所に盛り込まれました。条約がめざすインクルーシブな社会とは、障害のない市民との格差や偏見、差別のない社会です。

前文と50カ条で構成される条約には「他の者との平等を基礎として」という言い回しが36回登場。障害のない市民の生活水準との平等性や公平性を最も重視しています。そしてこの言い回しに照らせば、障害のある人の課題や問題点が浮き

影りになるのです。残念ながら、日本の現状やいろいろな面で障害ゆえの格差がみられます。

東日本大震災での障害者の死亡率は、全住民の死亡率の2倍に及びました。また、作業所で働く障害者の60%近くの年収は年金を含んでも100万円を下回っている。家族の負担で低収入をカバーしているのです。

「社会的入院」といって、住まいや働く場がないために精神科病院に長期入院を強いられる人は、おびただしい数に上っています。いすれも、他の市民では考えられないことです。課題はつきませんが、この間、みんなで取り組んできた制度改革によって、批

准のための条件が最低限確保されたと考えます。今後は、批准された条約を「ものさし」に、新たな運動をつくらなければなりません。障害のある人の生活水準が改善されなければ、条約の批准は形だけのものとなり、権利条約に恥をかかせることとなります。

この条約は、決して障害のある人に特化したものではありません。障害のある人の権利保障を促すものですが、同時に、社会のあり方を問うています。政府による急進的な経済効率政策にあるのか、社会の標準値はどうか、社会の標準値はどうかあるべきか、これらを考える上での羅針盤となるものです。

## 条約を「ものさし」に新たな運動を